

一般職の職員の給与に関する条例・行政職給料表の職務の級等ごとの職員の数

行政職給料表適用職員 … 他の給料表の適用を受けない職員（事務職員など）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階
1 級	主事又は技師の職務	545	14.3%	主事	314	1063	27.8%	主事級
				技師	228			
				少年育成支援官	3			
				計	545			
2 級	困難な業務を行う主事又は技師の職務	518	13.6%	主事	332	1063	27.8%	主事級
				技師	182			
				文化財主事	3			
				少年育成支援官	1			
				計	518			
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務	808	21.2%	主任	337	344	9.0%	主任級
				文化財主任	6			
				学芸主事	1			
				主査	199	637	16.7%	主査級
				主査（再任用職員）	14			
				専門員	1			
				専門員（再任用職員）	218			
				文化財主査	2			
				文化財主査（再任用職員）	1			
				係長	27			
				係長（再任用職員）	1			
				専門官	1			
				計	808			
4 級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務	471	12.3%	主査	141	800	21.0%	副主幹級
				文化財主査	2			
				係長	28			
				専門官	2			
				副主幹	201			
				シニアエキスパート	50			
				チームリーダー（本庁以外）	9			
				事務長補佐	20			
				課長補佐	9			
				課長補佐（再任用職員）	1			
				課長（課長補佐級）	3			
				主任専門官（課長補佐級）	5			
				計	471			
5 級	1 チームリーダーの職務 2 地域振興局の課長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務	1,068	28.0%	副主幹	398	800	21.0%	副主幹級
				所長（ダム管理事務所、副主幹級）	2			
				主任図書専門員	1			
				主任学芸専門員	2			
				主任文化財専門員	1			
				事務長	31			
				事務長補佐	33			
				課長補佐	15			
				隊長補佐	1			
				センター長補佐	2			
				科長	1			
				課長（課長補佐級）	6			
				支所長（副主幹級）	1			
				主任専門官（課長補佐級）	8			
				チームリーダー（本庁）	178	254	6.7%	主幹級
				チームリーダー（本庁以外）	222			
				主幹	73			
				主幹（再任用職員）	8			
				検査主幹	4			
				所長（ダム管理事務所、主幹級）	1			
				課長（地域振興局）	56			
				出納室長	3			
				所長（八郎潟基幹施設管理事務所）	1			
				所長（船川管理事務所）	1			
				所長（花き種苗センター）	1			
				課長（子ども・女性・障害者相談センター）	4			
				課長（総合県税事務所）	5			
				支所長（主幹級）	4			
				事務長（衛生看護学院）	1			
				出張所長	4			
				計	1068			
				チームリーダー（本庁）	39	254	6.7%	主幹級
				主幹	25			
				検査主幹	1			
				課長（地域振興局）	9			
				課長（総合県税事務所）	1			
				所長（能代港湾事務所）	1			
				支所長（総合県税事務所）	2			
				出張所長	1			
				副所長	2			
				事務長	7			

6 級	1 本庁の課長の職務 2 地域振興局の部長の職務 3 上席主幹の職務 4 地域振興局の次長の職務 5 困難な業務を行うチームリーダーの職務 6 困難な業務を行う地域振興局の課長の職務	290	7.6%	上席主幹	2	60	1.6%	上席主幹級										
				総合調整主幹	10													
				調査官	8													
				交通管制官	1													
				次長（地域振興局）	25													
				地域環境専門員	3													
				所長（知事部局の地方機関、上席主幹級）※ 1	6													
				園長（千秋学園）	1													
				校長（職業能力開発校）	3													
				会計官（警察署、調査官級）	1													
				課長（知事部局の本庁）	25													
				総務事務センター長	1													
				室長（知事部局の本庁）	7													
				政策監等（知事部局の本庁）※ 2	43													
				課長待遇（知事部局の本庁）	7													
				課長（委員会等の事務局）	3													
				課長（教育庁）	5													
				室長（教育庁）	3													
				政策監（教育庁）	1													
				主席調査官（警察本部等）	1													
				次長（総合県税事務所）	2													
				次長（自治研修所）	1													
				部長（地域振興局）	24													
				部長（子ども・女性・障害者相談センター）	2													
				部長（産業技術センター）	1													
				副所長（東京事務所）	1													
				校長（消防学校）	1													
所長（知事部局の地方機関）※ 3	2																	
室長（知事部局の試験研究機関）※ 4	8																	
所長（教育事務所）	3																	
館長（公文書館）	1																	
	計	290	190	5.0%	課長級													
7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う地域振興局の部長の職務	48				1.3%	課長（知事部局の本庁）	34	48	1.3%	次長級							
							室長（知事部局の本庁）	2										
							課長（委員会等の事務局）	4										
							課長（教育庁）	4										
							主席調査官（警察本部等）	2										
							室長（知事部局の試験研究機関）	1										
							副所長（東京事務所）	1										
								計				48						
							8 級	1 本庁の次長の職務 2 地域振興局長の職務				49	1.3%	次長（知事部局の本庁）	22	48	1.3%	次長級
														参事（知事部局の本庁）	7			
建設産業振興統括監	1																	
デジタル化統括監	1																	
グリーンエネルギー政策統括官	1																	
副危機管理監	1																	
事務局長（労働委員会事務局）	1																	
次長（委員会等の事務局）	1																	
教育次長	2																	
地域振興局長	5																	
所長（知事部局の地方機関）※ 5	5																	
学院長	1																	
参事官（警察本部）	1																	
	計	49				20	0.5%	部長級										
9 級	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地域振興局の地域振興局長の職務	20							0.5%	理事	1	20	0.5%	部長級				
										部長	9							
										会計管理者	1							
			危機管理監	1														
			所長（東京事務所）	1														
			社会福祉監	0														
			森林技監	1														
			事務局長（委員会等の事務局）※ 6	3														
			地域振興局長	3														
				計	20													
合 計		3,817	100.0%															

（参考）

※ 1	6 級の「所長（知事部局の地方機関、上席主幹級）」の内訳は、北児童相談所、南児童相談所、農業研修センター、病害虫防除所、秋田港湾事務所、大館能代空港管理事務所が各 1 名である。
※ 2	6 級の「政策監等（知事部局の本庁）」の内訳は、政策監が 3 4 名、技術管理監が 2 名、防災監、読書・文化活動推進監、人材誘致推進監、地域交通対策監、スポーツ振興監、スマート農業推進監、流域防災監が各 1 名である。
※ 3	6 級の「所長（知事部局の地方機関）」の内訳は、生活センター、秋田空港管理事務所の所長が各 1 名である。
※ 4	6 級の「室長（知事部局の試験研究機関）」の内訳は、農業試験場と林業研究研修センターが各 2 名、健康環境センター、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センターが各 1 名である。
※ 5	8 級の「所長（知事部局の地方機関）」の内訳は、自治研修所、総合県税事務所、健康環境センター、子ども・女性・障害者相談センター、企業立地事務所が各 1 名である。
※ 6	9 級の「事務局長（委員会等の事務局）」の内訳は、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局が各 1 名である。

（注）割合は小数点第 2 位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。